

令和 7 年 12 月 12 日

令和 7 年度 栃木県議会  
第409回通常会議追加議案(1)

## 令和7年度栃木県議会 第409回通常会議追加議案（1）目次

追第1号議案	令和7年度栃木県一般会計補正予算（第6号）	3
追第2号議案	令和7年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	15
追第3号議案	令和7年度栃木県営林事業特別会計補正予算（第1号）	18
追第4号議案	令和7年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	21
追第5号議案	令和7年度栃木県電気事業会計補正予算（第2号）	23
追第6号議案	令和7年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）	25
追第7号議案	令和7年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	27
追第8号議案	令和7年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）	28
追第9号議案	令和7年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）	30
追第10号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	32
追第11号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について	84

## 追第1号議案

### 令和7年度栃木県一般会計補正予算（第6号）

令和7年度栃木県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

**第1条** 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,721,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000,485,120千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費の補正）

**第2条** 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

**第3条** 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

**第4条** 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年12月12日 提出

栃木県知事 福田富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,492,199	3,212,798	7,704,997
	1 負 担 金	4,492,199	3,212,798	7,704,997
9 国 庫 支 出 金		98,204,727	39,976,022	138,180,749
	1 国 庫 負 担 金	47,952,221	574,106	48,526,327
	2 国 庫 補 助 金	47,230,102	39,399,214	86,629,316
	3 委 託 金	3,022,404	2,702	3,025,106
12 繰 入 金		31,295,545	426	31,295,971
	2 基 金 繰 入 金	30,929,993	426	30,930,419
13 繰 越 金		1,933,722	3,350,794	5,284,516
	1 繰 越 金	1,933,722	3,350,794	5,284,516
15 県 債		61,196,000	21,181,000	82,377,000
	1 県 債	61,196,000	21,181,000	82,377,000
歳 入 合 計		932,764,080	67,721,040	1,000,485,120

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,577,860	11,841	1,589,701
	1 議 会 費	1,577,860	11,841	1,589,701
2 総 務 費		43,166,941	867,554	44,034,495
	1 総 務 管 理 費	19,300,476	31,188	19,331,664
	2 企 画 費	5,395,521	790,384	6,185,905
	3 徴 税 費	10,117,660	29,416	10,147,076
	4 市 町 村 振 興 費	2,283,428	4,231	2,287,659
	5 選 挙 費	976,620	326	976,946
	6 防 災 費	3,388,646	5,059	3,393,705
	7 統 計 調 査 費	1,362,169	2,937	1,365,106
	8 人 事 委 員 会 費	159,288	1,880	161,168
	9 監 査 委 員 費	183,133	2,133	185,266
3 民 生 費		117,468,602	6,757,576	124,226,178
	1 社 会 福 祉 費	67,882,368	6,620,680	74,503,048

款	項	補正前の額	補正額	計
	2児童福祉費	43,501,775	103,342	43,605,117
	3生活保護費	3,425,525	7,117	3,432,642
	5県民生活費	2,638,661	26,437	2,665,098
4衛生費		67,978,589	2,013,921	69,992,510
	1公衆衛生費	37,499,334	21,100	37,520,434
	2環境衛生費	2,595,529	12,229	2,607,758
	3保健所費	2,257,857	27,529	2,285,386
	4医薬費	16,945,456	1,941,798	18,887,254
	6環境対策費	4,245,583	11,265	4,256,848
5労働費		1,900,372	133,763	2,034,135
	1労政費	257,073	123,376	380,449
	2職業訓練費	1,412,540	9,482	1,422,022
	4労働委員会費	109,141	905	110,046
6農林水産業費		36,742,614	11,569,480	48,312,094
	1農業費	11,644,862	1,511,045	13,155,907

	2 畜 産 業 費	3,485,721	1,359,272	4,844,993
	3 農 地 費	10,810,942	6,542,815	17,353,757
	4 林 業 費	9,970,779	2,138,248	12,109,027
	5 水 産 業 費	764,355	18,100	782,455
7 商 工 費		132,589,665	1,064,026	133,653,691
	1 商 工 費	131,172,809	958,201	132,131,010
	2 觀 光 費	1,416,856	105,825	1,522,681
8 土 木 費		78,832,585	42,184,366	121,016,951
	1 土 木 管 理 費	4,386,333	92,190	4,478,523
	2 道 路 橋 り よ う 費	43,545,266	23,712,618	67,257,884
	3 河 川 費	18,870,813	8,926,553	27,797,366
	4 都 市 計 画 費	9,295,163	9,088,339	18,383,502
	5 住 宅 費	2,735,010	364,666	3,099,676
9 警 察 費		47,875,751	468,991	48,344,742
	1 警 察 管 理 費	46,270,494	468,991	46,739,485
10 教 育 費		189,364,708	2,649,522	192,014,230

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	31,246,889	96,991	31,343,880
	2 小学校費	61,107,955	1,177,338	62,285,293
	3 中学校費	36,643,759	699,197	37,342,956
	4 高等学校費	37,180,693	521,193	37,701,886
	5 特別支援学校費	15,829,400	154,803	15,984,203
歳出合計		932,764,080	67,721,040	1,000,485,120

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業担い手確保育成総合対策費	144,000
		経営体育成支援総合対策費	300,000
		農業大学校費	18,712
		農業生産総合対策事業費	805,970
		水田農業振興対策事業費	56,238
		園芸振興対策事業費	121,900
	2 畜産業費	畜産総合対策費	940,000
		畜産総合対策推進費	3,115
	3 農地費	地籍調査事業費	83,181
		農村集落基盤再編・整備事業費	96,000
		農地整備事業費	3,645,000
		農村地域防災減災事業費	810,000
		水利施設整備事業費	1,680,000

款	項	事業名	金額
		農業基盤整備促進事業費	115,000
	4 林業費	林業・木材産業構造改革事業費	1,474,757
		造林事業費	342,920
		少花粉スギコンテナ苗生産力強化事業費	800
		森林整備林道事業費	4,785
		治山事業費	284,700
7 商工費	1 商工費	保安事業費	657,000
		中小企業経営力向上支援事業費	81,000
	2 観光費	自然環境整備交付金事業費	100,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	快適な道路環境づくり事業費(補助)	278,800
	3 河川費	市町村川づくり助成費(補助)	276,000
		ダム施設保全事業費(補助)	494,001
	4 都市計画費	土地区画整理事業助成費(補助)	27,000
		街路づくり事業費(補助)	8,610,000
		魅力ある公園づくり事業費(補助)	439,000

## 2 変更

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費 ( 補 助 )	376,000	道路保全事業費 ( 補 助 )	10,778,235
		快適で安全な道づくり 事業費 ( 補 助 )	3,958,150	快適で安全な道づくり 事業費 ( 補 助 )	16,958,150
	3 河川費	安全な川づくり 事業費 ( 補 助 )	4,300,000	安全な川づくり 事業費 ( 補 助 )	9,949,906
		砂防施設づくり 事業費 ( 補 助 )	211,000	砂防施設づくり 事業費 ( 補 助 )	2,703,000
	5 住宅費	県営住宅整備事業費 ( 補 助 )	413,889	県営住宅整備事業費 ( 補 助 )	776,236

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
森 林 整 備 林 道 事 業	令和8年度		55,000
治 山 事 業	令和8年度		281,000

第4表 地 方 債 極 正

変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地 改 良 事 業 費	1,588,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	3,462,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
治 山 事 業 費	921,000	同 上	同 上	同 上	1,059,000	同 上	同 上	同 上
自然公園等施設整備費	204,000	同 上	同 上	同 上	254,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助道路事業費	10,766,000	同 上	同 上	同 上	21,788,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
国庫補助河川改良費	3,393,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	6,770,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国庫補助砂防費	868,000	同 上	同 上	同 上	2,164,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助街路事業費	1,719,000	同 上	同 上	同 上	4,712,000	同 上	同 上	同 上
公園緑地整備費	359,000	同 上	同 上	同 上	578,000	同 上	同 上	同 上
県営住宅建設事業費	903,000	同 上	同 上	同 上	1,094,000	同 上	同 上	同 上
交通安全施設整備費	1,260,000	同 上	同 上	同 上	1,281,000	同 上	同 上	同 上

## 追第2号議案

### 令和7年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度栃木県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,799,760千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日 提出

栃木県知事 福田富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繼 入 金		11,963,968	2,160	11,966,128
	1 一 般 会 計 繼 入 金	10,963,968	2,160	10,966,128
歳 入 合 計		171,797,600	2,160	171,799,760

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		171,797,600	2,160	171,799,760
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	171,797,600	2,160	171,799,760
歳 出	合 計	171,797,600	2,160	171,799,760

追第3号議案

令和7年度栃木県営林事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度栃木県営林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ346,980千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日 提出

栃木県知事 福田富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繼 入 金		179,761	1,490	181,251
	1 一 般 会 計 繼 入 金	179,761	1,490	181,251
歳 入 合 計		<b>345,490</b>	<b>1,490</b>	<b>346,980</b>

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 営 林 事 業 費		172,328	1,490	173,818
	1 県 営 林 事 業 費	172,328	1,490	173,818
歳 出 合 計		<b>345,490</b>	<b>1,490</b>	<b>346,980</b>

## 追第4号議案

### 令和7年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

**第2条** 令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,957,940千円	3,460千円	9,961,400千円
第1項 営業費用	9,766,129千円	3,460千円	9,769,589千円

(資本的収入及び支出の補正)

**第3条** 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額893,000千円」を「不足する額896,240千円」に、「過年度分損益勘定留保資金391,694千円及び当年度分損益勘定留保資金456,591千円」を「過年度分損益勘定留保資金385,000千円及び当年度分損益勘定留保資金466,525千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			

第1款 資本的支出	4,479,000千円	3,240千円	4,482,240千円
第1項 建設改良費	3,587,519千円	3,240千円	3,590,759千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	195,383千円	6,700千円	202,083千円

令和7年12月12日 提出

栃木県知事 福田富一

## 追第5号議案

### 令和7年度栃木県電気事業会計補正予算（第2号）

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

**第2条** 令和7年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
---------	---------	-----

#### 2 主要な建設改良事業

深山発電所建設事業	事業費	176,757千円	231千円	176,988千円
-----------	-----	-----------	-------	-----------

(収益的収入及び支出の補正)

**第3条** 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

支  
出

第1款 電 気 事 業 費 用	3,024,950千円	15,180千円	3,040,130千円
-----------------	-------------	----------	-------------

第1項 営 業 費 用	2,802,336千円	15,456千円	2,817,792千円
-------------	-------------	----------	-------------

第2項 財 務 費 用	30,967千円	2千円	30,969千円
-------------	----------	-----	----------

第3項 事 業 外 費 用 189,647千円 △ 278千円 189,369千円

(資本的収入及び支出の補正)

**第4条** 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額1,098,540千円」を「不足する額1,098,780千円」に、  
「過年度分損益勘定留保資金867,589千円」を「過年度分損益勘定留保資金867,829千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,143,540千円	240千円	2,143,780千円
第1項 建 設 改 良 費	1,783,663千円	231千円	1,783,894千円
第2項 企 業 債 償 還 金	287,877千円	9千円	287,886千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

**第5条** 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 紙 与 費	406,941千円	12,626千円	419,567千円

令 和 7 年 12 月 12 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

## 追第6号議案

### 令和7年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

**第2条** 令和7年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
取 入			
第1款 水道用水供給事業収益	2,083,110千円	150千円	2,083,260千円
第2項 営 業 外 収 益	90,283千円	150千円	90,433千円
支 出			
第1款 水道用水供給事業費用	1,973,210千円	8,050千円	1,981,260千円
第1項 営 業 費 用	1,962,744千円	8,039千円	1,970,783千円
第2項 営 業 外 費 用	8,466千円	11千円	8,477千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

**第3条** 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 紙 与 費	209,364千円	6,540千円	215,904千円

令 和 7 年 12 月 12 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

## 追第7号議案

### 令和7年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

**第2条** 令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	813,000千円	1,870千円	814,870千円
第1項 営 業 費 用	799,680千円	1,903千円	801,583千円
第2項 営 業 外 費 用	12,320千円	△ 33千円	12,287千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

**第3条** 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	47,507千円	1,528千円	49,035千円

令和7年12月12日 提出

栃木県知事 福田富一

## 追第8号議案

### 令和7年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

**第2条** 令和7年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 用 地 造 成 事 業 費 用	1,790,000千円	2,300千円	1,792,300千円
第1項 営 業 費 用	1,772,739千円	2,307千円	1,775,046千円
第2項 営 業 外 費 用	7,260千円	△ 7千円	7,253千円

(資本的収入及び支出の補正)

**第3条** 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額745,000千円」を「不足する額746,980千円」に、

「過年度分損益勘定留保資金243,409千円」を「過年度分損益勘定留保資金245,389千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	2,816,000千円	1,980千円	2,817,980千円
第1項 建設改良費	1,911,000千円	1,980千円	1,912,980千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

**第4条** 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	122,152千円	3,534千円	125,686千円

令和7年12月12日 提出

栃木県知事 福田富一

## 追第9号議案

### 令和7年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

**第2条** 令和7年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
取 入			
第1款 経営総合管理事業収益	246,000千円	5,750千円	251,750千円
第1項 営業外収益	246,000千円	5,750千円	251,750千円
支 出			
第1款 経営総合管理事業費用	246,000千円	5,750千円	251,750千円
第1項 営業費用	228,607千円	5,226千円	233,833千円
第2項 営業外費用	17,393千円	524千円	17,917千円
第3款 賃貸ビル事業費用	175,000千円	310千円	175,310千円
第1項 営業費用	166,145千円	302千円	166,447千円

第2項 営 業 外 費 用 8,855千円 8千円 8,863千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	171,861千円	5,471千円	177,332千円

令 和 7 年 12 月 12 日 提 出  
栃 木 県 知 事 福 田 富 一

## 追第10号議案

### 職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月12日 提出

栃木県知事 福田富一

#### 栃木県条例第 号

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第9条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>417,600円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第9条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p><b>第11条の4</b> 略</p> <p>2 国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者 _____ で</p>	<p><b>第11条の4</b> 略</p> <p>2 国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）で</p>

あつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び事務所以外の地域又は事務所に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(通勤手当)

## 第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ 略

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道14キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上34キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道34キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上44キロメートル未満である職員 25,900円

あつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び事務所以外の地域又は事務所に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(通勤手当)

## 第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ 略

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道14キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上34キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道34キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上44キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道44キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円  
サ 使用距離が片道50キロメートル以上54キロメートル未満である職員 32,300円  
シ 使用距離が片道54キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円  
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 略

3~9 略

### 第13条の3 略

2 新たに \_\_\_\_\_給料表の適用を受ける職員となつて特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員\_\_\_\_\_、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

**第18条** 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、7,700円を超えない範囲内で任命権者がその勤務の内容に応じて定める額を宿日直手当として支給する。

2 略

(期末手当)

### 第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各

コ 使用距離が片道44キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円  
サ 使用距離が片道50キロメートル以上54キロメートル未満である職員 28,000円  
シ 使用距離が片道54キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円  
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 略

3~9 略

### 第13条の3 略

2 国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

**第18条** 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、7,400円を超えない範囲内で任命権者がその勤務の内容に応じて定める額を宿日直手当として支給する。

2 略

(期末手当)

### 第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給	給料月額							
定年前	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900	円 525,300

任用 短時 間勤務 職員 以外の 職員	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		

29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			

	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		

	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
	86	266, 200	305, 800	355, 700				
	87	266, 500	306, 100	356, 100				
	88	266, 800	306, 400	356, 500				
	89	267, 100	306, 700	356, 700				
	90	267, 400	307, 000	357, 100				
	91	267, 700	307, 300	357, 500				
	92	268, 000	307, 600	357, 900				
	93	268, 300	307, 800	358, 100				
	94		308, 000	358, 400				
	95		308, 300	358, 800				
	96		308, 700	359, 100				
	97		308, 900	359, 400				
	98		309, 200	359, 800				
	99		309, 500	360, 200				
	100		309, 900	360, 600				
	101		310, 100	361, 100				
	102		310, 400	361, 500				
	103		310, 700	361, 900				
	104		311, 000	362, 300				
	105		311, 200	362, 800				
	106		311, 500	363, 200				
	107		311, 800	363, 500				

		108		312,100	363,800						
		109		312,300	364,200						
		110		312,600							
		111		313,000							
		112		313,300							
		113		313,500							
		114		313,700							
		115		314,000							
		116		314,400							
		117		314,600							
		118		314,800							
		119		315,100							
		120		315,400							
		121		315,700							
		122		315,900							
		123		316,200							
		124		316,500							
		125		316,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			基 準 給料月額								
			円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給	給料月額							
定年再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	3	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	4	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	5	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	6	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	7	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	8	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	9	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	10	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	11	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	12	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	13	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	14	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	15	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	16	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	17	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	18	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	19	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	20	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	21	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	22	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	23	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
		268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	

	24	270, 100	283, 300	298, 500	327, 000	378, 500	402, 700	434, 300	465, 200	
	25	271, 600	284, 600	298, 900	328, 200	379, 900	404, 400	435, 500	465, 600	
	26	272, 800	285, 900	299, 500	329, 700	381, 600	406, 400	437, 000	466, 100	
	27	274, 000	287, 100	300, 000	331, 000	383, 300	408, 200	438, 500	466, 700	
	28	275, 200	288, 300	300, 500	332, 000	384, 900	410, 100	439, 900	467, 300	
	29	276, 400	289, 200	300, 900	332, 900	386, 500	411, 800	441, 400	467, 900	
	30	277, 500	290, 200	301, 500	334, 100	388, 100	413, 200	442, 700	468, 600	
	31	278, 600	291, 300	302, 000	335, 200	389, 700	414, 400	443, 900	469, 100	
	32	279, 700	292, 300	302, 500	336, 300	391, 300	415, 700	445, 100	469, 600	
	33	281, 000	293, 500	303, 000	337, 400	393, 000	416, 700	446, 100	470, 100	
	34	282, 300	294, 100	303, 600	338, 600	395, 000	417, 800	446, 800	470, 400	
	35	283, 500	294, 700	304, 000	339, 800	397, 000	418, 800	447, 500	470, 700	
	36	284, 800	295, 300	304, 400	340, 800	399, 000	419, 800	448, 200	471, 100	
	37	285, 700	295, 700	304, 900	341, 900	400, 700	420, 900	448, 700	471, 400	
	38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100	471, 600	
	39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500	471, 900	
	40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800	472, 100	
	41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100	472, 400	
	42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400	472, 600	
	43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700	472, 800	
	44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000	473, 000	
	45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200	473, 400	
	46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500		
	47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800		
	48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000		
	49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300		

50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600		
51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900		
52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200		
53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400		
54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700		
55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900		
56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200		
57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400		
58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700		
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000		
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200		
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400		
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700		
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000		
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300		
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500		
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800		
67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100		
68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400		
69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600		
70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	457, 900		
71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	458, 200		
72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	458, 500		
73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	458, 700		
74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800			
75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100			
76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300			

77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500			
78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800			
79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700	430, 600	441, 100			
80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900	430, 900	441, 300			
81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000	431, 200	441, 500			
82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600	431, 600	441, 800			
83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100	432, 000	442, 100			
84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600	432, 400	442, 300			
85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200	432, 700	442, 500			
86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800					
87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400					
88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000					
89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300					
90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800					
91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300					
92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800					
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200					
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600					
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100					
96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600					
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000					
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500					
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000					
100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400					
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700					
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100					

	103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500			
	104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800			
	105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100			
	106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600			
	107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100			
	108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600			
	109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900			
	110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400			
	111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900			
	112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400			
	113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700			
	114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200			
	115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700			
	116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200			
	117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600			
	118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100			
	119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500			
	120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000			
	121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400			
	122	337, 800	367, 300	388, 100				
	123	338, 300	367, 700	388, 600				
	124	338, 800	368, 100	389, 000				
	125	339, 100	368, 500	389, 500				
	126		368, 900	390, 000				
	127		369, 300	390, 500				
	128		369, 700	391, 000				

			370,100	391,300						
			370,500	391,800						
			370,900	392,300						
			371,300	392,800						
			371,500	393,100						
			372,000	393,600						
			372,300	394,000						
			372,600	394,400						
			372,900	394,700						
			373,300	395,100						
			373,800	395,600						
			374,300	396,100						
			374,600	396,400						
			375,100							
			375,600							
			376,100							
			376,400							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額								
		円 255,400	円 267,500	円 272,000	円 304,600	円 321,900	円 336,500	円 360,700	円 397,000	円 429,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務級号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
		給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月
定年 前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1		円		円		円		円		円	
	2			196,200		246,800		338,900		388,500		460,100
	3			197,300		251,100		340,900		389,900		470,300
	4			198,500		253,900		342,900		391,300		480,000
	5			199,600		256,600		344,800		392,700		489,900
	6			200,700		259,200		346,600		394,100		499,800
	7			202,900		260,900		348,600		395,500		509,800
	8			205,000		262,400		350,500		396,800		518,500
	9			207,100		263,900		352,400		398,200		526,400
	10			209,200		265,400		354,100		399,600		534,200
	11			211,200		267,400		355,700		401,100		541,300
	12			213,200		269,300		357,200		402,500		546,600
	13			215,200		271,200		358,800		403,900		551,100
	14			217,200		273,200		360,400		405,200		554,100
	15			219,100		275,400		361,400		406,700		
	16			221,000		277,600		362,400		408,200		
	17			222,800		279,800		363,300		409,700		
	18			224,500		281,900		364,400		411,200		
	19			226,300		284,200		365,600		412,800		
	20			228,100		286,500		366,800		414,400		
	21			229,900		288,900		368,000		416,100		
	22			231,700		291,200		369,200		417,300		
	23			233,500		293,300		370,300		418,700		
				235,200		295,400		371,300		420,100		

	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	

	50	274, 200	326, 100	394, 600	453, 700
	51	275, 300	326, 400	395, 200	454, 300
	52	276, 400	326, 900	395, 800	455, 100
	53	277, 400	327, 300	396, 400	455, 500
	54	278, 500	327, 700	397, 100	456, 100
	55	279, 500	328, 100	397, 900	456, 600
	56	280, 500	328, 400	398, 700	457, 100
	57	281, 500	328, 800	399, 300	457, 600
	58	282, 200	329, 100	400, 100	
	59	282, 700	329, 500	400, 800	
	60	283, 300	329, 800	401, 500	
	61	283, 900	330, 200	402, 100	
	62	284, 500	330, 700	402, 800	
	63	285, 100	331, 300	403, 400	
	64	285, 600	331, 800	404, 100	
	65	286, 200	332, 200	404, 800	
	66	286, 700	332, 800	405, 400	
	67	287, 300	333, 300	406, 000	
	68	287, 800	333, 900	406, 700	
	69	288, 400	334, 400	407, 400	
	70	289, 100	334, 900	407, 900	
	71	289, 700	335, 400	408, 500	
	72	290, 300	336, 000	409, 100	
	73	290, 900	336, 500	409, 600	
	74	291, 500	337, 200	410, 200	
	75	292, 100	337, 900	410, 800	
	76	292, 800	338, 600	411, 300	

77	293, 400	339, 200	411, 800	
78	294, 100	339, 800	412, 300	
79	294, 800	340, 500	412, 800	
80	295, 300	341, 200	413, 500	
81	295, 900	341, 900	413, 900	
82	296, 500	342, 600		
83	297, 200	343, 200		
84	297, 800	343, 800		
85	298, 300	344, 300		
86	298, 900	344, 800		
87	299, 600	345, 200		
88	300, 200	345, 600		
89	300, 700	345, 900		
90	301, 300	346, 400		
91	302, 000	346, 700		
92	302, 600	347, 100		
93	303, 200	347, 400		
94	303, 800	347, 700		
95	304, 400	348, 100		
96	305, 000	348, 500		
97	305, 300	349, 000		
98	305, 800	349, 500		
99	306, 400	350, 000		
100	306, 900	350, 500		
101	307, 300	351, 000		
102	307, 700	351, 500		

	103	308,000	351,900				
	104	308,400	352,400				
	105	308,800	352,800				
	106	309,200	353,200				
	107	309,600	353,700				
	108	309,900	354,100				
	109	310,100	354,600				
	110	310,500	355,000				
	111	310,800	355,400				
	112	311,000	355,800				
	113	311,300	356,300				
	114	311,600	356,700				
	115	311,900	357,100				
	116	312,200	357,500				
	117	312,400	358,000				
	118	312,700	358,400				
	119	312,900	358,800				
	120	313,200	359,200				
	121	313,500	359,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額		
	円 230,200		円 273,400		円 299,200		
						円 343,000	
						円 403,400	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務級号	1	2	3	4
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年以前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	

	21	368,500	451,100	506,400
	22	371,600	452,600	508,100
	23	374,700	454,000	509,900
	24	377,700	455,400	511,700
	25	380,800	456,800	513,300
	26	383,100	458,200	515,100
	27	385,400	459,500	516,900
	28	387,600	460,900	518,400
	29	389,500	462,300	519,800
	30	391,200	463,600	521,500
	31	392,900	465,000	523,300
	32	394,700	466,400	525,000
	33	396,400	467,700	526,500
	34	398,200	469,100	527,800
	35	399,800	470,400	529,100
	36	401,100	471,800	530,400
	37	402,500	473,200	531,400
	38	403,900	474,900	532,700
	39	405,300	476,500	534,000
	40	406,700	478,000	535,300
	41	408,200	479,600	536,300
	42	408,900	480,800	537,100
	43	409,500	481,900	537,900
	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200

	48	412, 600	486, 600	541, 900	
	49	413, 100	487, 300	542, 700	
	50	413, 500	488, 000	543, 500	
	51	414, 000	488, 700	544, 200	
	52	414, 400	489, 300	545, 100	
	53	414, 800	489, 900	546, 000	
	54	415, 100	490, 600	546, 800	
	55	415, 400	491, 200	547, 700	
	56	415, 800	491, 800	548, 600	
	57	416, 100	492, 100	549, 400	
	58	416, 500	492, 700	550, 200	
	59	416, 800	493, 300	551, 000	
	60	417, 200	494, 000	551, 700	
	61	417, 600	494, 400	552, 500	
	62	417, 900	495, 000	553, 400	
	63	418, 200	495, 700	554, 300	
	64	418, 500	496, 400	555, 200	
	65	418, 800	496, 800	556, 000	
	66		497, 400	556, 900	
	67		498, 000	557, 800	
	68		498, 500	558, 700	
	69		499, 000	559, 500	
	70		499, 500	560, 400	
	71		500, 000	561, 300	
	72		500, 500	562, 200	
	73		500, 900	563, 000	

	74			501, 400			
	75			501, 800			
	76			502, 200			
	77			502, 700			
	78			503, 300			
	79			503, 800			
	80			504, 200			
	81			504, 700			
	82			505, 300			
	83			505, 900			
	84			506, 400			
	85			506, 900			
定年 前用 任短 用時 勤間 務職 員		基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額	
		円 312, 900		円 356, 500		円 412, 800	
							円 488, 500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級号	職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前用	1		201, 000	239, 800	274, 400	293, 300	326, 300	372, 300	427, 200
任短	2		203, 100	241, 100	275, 200	294, 100	327, 700	374, 000	429, 100
用時	3		205, 200	242, 400	275, 900	294, 800	329, 100	375, 600	431, 100
勤間	4		207, 300	243, 700	276, 700	295, 500	330, 500	377, 200	432, 900

務 職 員 以 外 の 職 員	5	209, 300	244, 900	277, 500	296, 200	331, 900	378, 700	434, 700
	6	211, 300	246, 000	278, 300	296, 900	333, 500	380, 300	436, 300
	7	213, 300	247, 000	279, 100	297, 600	335, 000	381, 900	437, 900
	8	215, 100	247, 900	279, 800	298, 300	336, 500	383, 500	439, 400
	9	216, 900	249, 000	280, 500	299, 100	337, 900	385, 100	440, 900
	10	218, 800	250, 100	281, 300	299, 800	339, 500	387, 100	442, 200
	11	220, 700	251, 200	282, 100	300, 600	341, 000	389, 100	443, 500
	12	222, 800	252, 400	282, 900	301, 200	342, 500	391, 100	444, 800
	13	224, 500	253, 600	283, 700	301, 800	343, 900	392, 500	446, 100
	14	226, 500	254, 800	284, 500	302, 900	345, 500	394, 200	447, 300
	15	228, 700	256, 000	285, 200	304, 000	347, 000	395, 900	448, 500
	16	230, 800	257, 100	286, 000	305, 200	348, 500	397, 600	449, 600
	17	232, 900	258, 100	286, 800	306, 300	350, 000	399, 300	450, 800
	18	234, 000	259, 100	287, 600	307, 500	351, 600	400, 800	451, 900
	19	235, 000	260, 200	288, 400	308, 600	353, 200	402, 300	453, 100
	20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700	403, 800	454, 300
	21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000	405, 100	455, 400
	22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500	406, 400	456, 200
	23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700	456, 600
	24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800	457, 300
	25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900	457, 800
	26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000	458, 200
	27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100	458, 600
	28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200	459, 000
	29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000	459, 400
	30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800	459, 800

	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		

57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			

84		266, 500	302, 600	340, 300	361, 600		
85		266, 700	302, 800	340, 700	362, 000		
86			303, 000	341, 100	362, 300		
87			303, 200	341, 400	362, 600		
88			303, 400	341, 700	362, 900		
89			303, 800	342, 000	363, 300		
90			304, 000	342, 200	363, 600		
91			304, 200	342, 600	363, 800		
92			304, 400	342, 900	364, 100		
93			304, 800	343, 100	364, 400		
94			305, 000	343, 400	364, 800		
95			305, 200	343, 700	365, 200		
96			305, 500	343, 900	365, 600		
97			305, 800	344, 100	366, 100		
98			306, 000	344, 400	366, 500		
99			306, 200	344, 700	366, 900		
100			306, 500	344, 900	367, 300		
101			306, 800	345, 100	367, 800		
102			307, 000	345, 300			
103			307, 200	345, 700			
104			307, 500	345, 900			
105			307, 800	346, 100			
106				346, 400			
107				346, 800			
108				347, 200			
109				347, 400			

定年 前 再 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額						
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他 の職員に適用する。

#### ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	号	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
			給料						
定年 前 再 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15		円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800	円 373,400	円 428,500
			223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
			225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
			227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
			228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
			230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
			232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
			234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
			235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
			237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
			239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
			241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
			243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
			245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
			247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400

	16	249, 400	273, 000	300, 900	315, 200	346, 900	401, 300	455, 000
	17	251, 400	274, 100	301, 400	315, 800	348, 000	403, 000	456, 700
	18	253, 400	275, 000	301, 800	316, 700	349, 100	404, 700	458, 300
	19	255, 500	275, 900	302, 300	317, 500	350, 200	406, 700	459, 800
	20	257, 500	276, 800	302, 700	318, 400	351, 300	408, 400	461, 200
	21	259, 400	277, 800	303, 200	319, 200	352, 400	410, 100	462, 300
	22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600	411, 800	463, 600
	23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700	413, 600	464, 900
	24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800	415, 400	466, 400
	25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800	417, 000	467, 400
	26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700	468, 000
	27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500	468, 700
	28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300	469, 300
	29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800	470, 200
	30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300	470, 900
	31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800	471, 700
	32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100	472, 500
	33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300	473, 200
	34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400	473, 900
	35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600	474, 600
	36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800	475, 400
	37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100	476, 200
	38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200	477, 000
	39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400	477, 700
	40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600	478, 400
	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800	479, 200

42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800	
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900	
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		

69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600		
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900			
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500			
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000			
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300			
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800			
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100			
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400			
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000			
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500			

	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
	110	306, 500	337, 800	372, 400			
	111	306, 700	338, 100	372, 900			
	112	307, 000	338, 400	373, 300			
	113	307, 300	338, 700	373, 700			
	114	307, 500	339, 100	374, 100			
	115	307, 800	339, 400	374, 600			
	116	308, 000	339, 700	375, 100			
	117	308, 300	339, 900	375, 500			
	118	308, 500	340, 200	376, 000			
	119	308, 800	340, 500	376, 500			
	120	309, 100	340, 700	377, 000			

121		309, 400	340, 900	377, 300			
122		309, 700	341, 200				
123		310, 000	341, 500				
124		310, 300	341, 800				
125		310, 500	342, 000				
126		310, 700	342, 300				
127		311, 000	342, 600				
128		311, 400	342, 800				
129		311, 600	343, 000				
130		311, 900	343, 200				
131		312, 200	343, 500				
132		312, 600	343, 700				
133		312, 800	344, 000				
134		313, 100	344, 400				
135		313, 400	344, 800				
136		313, 700	345, 200				
137		313, 900	345, 500				
138		314, 200	345, 900				
139		314, 500	346, 300				
140		314, 800	346, 700				
141		315, 000	347, 000				
142		315, 300	347, 400				
143		315, 700	347, 700				
144		316, 000	348, 100				
145		316, 200	348, 400				
146		316, 400	348, 800				
147		316, 700	349, 200				

	148	317,000	349,600						
	149	317,200	349,900						
	150	317,400	350,300						
	151	317,700	350,700						
	152	318,000	351,100						
	153	318,400	351,400						
	154	318,600							
	155	318,800							
	156	319,100							
	157	319,400							
	158	319,700							
	159	320,000							
	160	320,300							
	161	320,700							
	162	321,000							
	163	321,300							
	164	321,600							
	165	322,000							
	166	322,300							
	167	322,600							
	168	322,900							
	169	323,300							
定年 前再 任用		基 準 給 料 月 額							

短 時 間 勤 務 職 員	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000
------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

## 第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第11条の4</b> 栃木県の区域若しくは第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所（以下この項において「支給地域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が支給地域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年以内で人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（以下この項において「異動保障期間」という。）（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の<u>変更等</u>により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下と</p>	<p><b>第11条の4</b> 栃木県の区域若しくは第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所（以下この項において「支給地域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が支給地域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年以内で人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（以下この項において「異動保障期間」という。）（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の<u>変更等</u>により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下と</p>

なる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動保障期間内に更に在勤する地域又は事務所を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合 (異動等前の支給割合が当該異動等の後に第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更等により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)

(2)・(3) 略

2 略

(通勤手当)

## 第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 \_\_\_\_\_ 支給単位  
期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

なる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動保障期間内に更に在勤する地域又は事務所を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合 (異動等前の支給割合が当該異動等の後に第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更等により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)

(2)・(3) 略

2 略

(通勤手当)

## 第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位  
期間につき、それぞれ次に 定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離 (以下この号において「使用距離」という。) が片道4キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道4キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道14キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

(3) 略

3～5 略

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）の人事委員会規則で定める日に支給する。

7～9 略

（期末手当）

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

オ 使用距離が片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職員 13,500円  
カ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円  
キ 使用距離が片道30キロメートル以上34キロメートル未満である職員 19,700円  
ク 使用距離が片道34キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円  
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上44キロメートル未満である職員 25,900円  
コ 使用距離が片道44キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円  
サ 使用距離が片道50キロメートル以上54キロメートル未満である職員 32,300円  
シ 使用距離が片道54キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円  
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 略

3～5 略

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月 \_\_\_\_\_ の人事委員会規則で定める日に支給する。

7～9 略

（期末手当）

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

#### 第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

#### 第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年栃木県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(通勤手当の特例)</p> <p>8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第_____号）第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「<u>令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例</u>」とい</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(通勤手当の特例)</p> <p>8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「<u>令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例</u>」とい</p>

う。) 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による額に、その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。この場合において、同条第1項第3号に掲げる職員に係る片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。

9 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を併せて利用しているもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

(1)・(2) 略

10 略

11 運賃等相当額(令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。)をその支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数で除して得た額(交通機関等(同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。)が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額(同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。)をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等(同項に規定する新幹線鉄道等をいう。)が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額と、前3項の規定により加算する額との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又

う。) 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による額に、その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。この場合において、同条第1項第3号に掲げる職員に係る片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。

9 令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を併せて利用しているもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

(1)・(2) 略

10 略

11 運賃等相当額(令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。)をその支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数で除して得た額(交通機関等(同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。)が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額(同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。)をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等(同項に規定する新幹線鉄道等をいう。)が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額と、前3項の規定により加算する額との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又

は同項第2号及び第3号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

は同項第2号及び第3号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

附則別表第3を次のように改める。

**附則別表第3**

片道の通勤距離		加算額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	1,320円
8	10	2,900
10	12	1,380
12	14	2,960
14	16	1,430
16	18	3,010
18	20	4,590
20	22	3,070
22	24	4,640
24	26	3,120
26	28	4,700
28	30	6,280
30	32	4,750
32	34	6,330
34	36	4,810
36	38	6,390
38	40	7,970
40	42	6,440
42	44	8,020
44	46	6,400

46	48	7,980
48	50	9,550
50	52	7,930
52	54	9,510
54	56	7,890
56	58	9,470
58	60	11,040
60	62	9,420
62	64	11,000
64	66	12,580
66	68	14,150
68	70	15,730
70	72	17,310
72	74	18,890
74	76	20,460
76	78	22,040
78	80	23,620
80		25,200

第4条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3

片道の通勤距離		加算額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	1,480円
8	10	3,100
10	12	1,620
12	14	3,240
14	16	1,760
16	18	3,380
18	20	5,000
20	22	3,530
22	24	5,150

24	26	3,670
26	28	5,290
28	30	6,910
30	32	5,430
32	34	7,060
34	36	5,580
36	38	7,200
38	40	8,820
40	42	7,340
42	44	8,960
44	46	7,380
46	48	9,010
48	50	10,630
50	52	9,050
52	54	10,670
54	56	9,090
56	58	10,710
58	60	12,340
60	62	10,760
62	64	12,380
64	66	14,000
66	68	15,620
68	70	17,240
70	72	18,860
72	74	20,490
74	76	22,110
76	78	23,730
78	80	25,350
80		26,970

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1～7 略 (通勤手当の特例)</p> <p>8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第 <u>      </u>号）<u>第2条</u>の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「<u>令和7年改正条例第2条の規定による改正後の条例</u>」といふ。）第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による額に、<u>支給単位期間につき、17,270円を超えない範囲内で四輪の自動車の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額</u>を加算した額とする。この場合において、同条第1項第3号に掲げる職員に係る<u>                        </u>加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。</p> <p>9 <u>令和7年改正条例第2条の規定による改正後の条例</u>第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を併せて利用しているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 運賃等相当額（<u>令和7年改正条例第2条の規定による改正後の条例</u>第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。）をその支給単位期間（同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（交通機関等（同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等（同項に規定する新幹線鉄道等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額と、前3項の規定により加算する額</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1～7 略 (通勤手当の特例)</p> <p>8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第 <u>      </u>号）<u>第1条</u>の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「<u>令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例</u>」といふ。）第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による額に、<u>その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の                        </u>額を加算した額とする。この場合において、同条第1項第3号に掲げる職員に係る<u>片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額</u>は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。</p> <p>9 <u>令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例</u>第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を併せて利用しているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 運賃等相当額（<u>令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例</u>第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。）をその支給単位期間（同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（交通機関等（同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等（同項に規定する新幹線鉄道等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額と、前3項の規定により加算する額</p>

との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和7年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

附則別表第2及び附則別表第3を次のように改める。

#### 附則別表第2及び附則別表第3 削除

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の給与条例の適用除外等) <b>第9条 略</b> 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項（学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」とい	(職員の給与条例の適用除外等) <b>第9条 略</b> 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項（学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」とい

う。) 第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

### 3 略

**第10条** 職員の給与条例第9条の3、第10条、第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3及び第21条の規定並びに学校職員給与条例第8条の3、第9条の2及び第9条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

### 2・3 略

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第7条関係)

特定任期付職員給料表

号	給	給料月額
		円
1		405,000
2		455,000
3		508,000
4		574,000
5		655,000
6		765,000
7		893,000

**第7条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の給与条例の適用除外等) 第9条 略	(職員の給与条例の適用除外等) <u>第9条 略</u>

う。) 第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

### 3 略

**第10条** 職員の給与条例第9条の3から第11条まで、第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3及び第21条の規定並びに学校職員給与条例第8条の3、第9条の2及び第9条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

### 2・3 略

2 特定期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項（学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

3 略

2 特定期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項（学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 略

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前																																																																																										
(給与に関する特例)						(給与に関する特例)																																																																																										
<b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。						<b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給</th> <th>料</th> <th>月</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円 428,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>491,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>556,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>642,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>746,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>851,000</td> </tr> </tbody> </table>						号	給	給	料	月	額	1					円 428,000	2					491,000	3					556,000	4					642,000	5					746,000	6					851,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給</th> <th>料</th> <th>月</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円 414,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>475,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>538,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>621,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>722,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>824,000</td> </tr> </tbody> </table>							号	給	給	料	月	額	1					円 414,000	2					475,000	3					538,000	4					621,000	5					722,000	6					824,000
号	給	給	料	月	額																																																																																											
1					円 428,000																																																																																											
2					491,000																																																																																											
3					556,000																																																																																											
4					642,000																																																																																											
5					746,000																																																																																											
6					851,000																																																																																											
号	給	給	料	月	額																																																																																											
1					円 414,000																																																																																											
2					475,000																																																																																											
3					538,000																																																																																											
4					621,000																																																																																											
5					722,000																																																																																											
6					824,000																																																																																											
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。						2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																																																																										

号	給	給	料	月	額
				円	
1					358,000
2					395,000
3					424,000

3～6 略

(給与条例の適用除外等)

**第6条** 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第10条まで、第11条の5及び第20条の4の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

号	給	給	料	月	額
				円	
1					346,000
2					382,000
3					410,000

3～6 略

(給与条例の適用除外等)

**第6条** 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第11条まで、第11条の5及び第20条の4の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

**第9条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与条例の適用除外等) <b>第6条</b> 略	(給与条例の適用除外等) <b>第6条</b> 略
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成

16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。) 第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。

16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。) 第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

**第10条** 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

**第11条** 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得</p>

た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3・4 略

た額の合計額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3・4 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第12条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> (令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)</p> <p><b>第6条</b> 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、<u>人事委員会規則で定める地域又は事務所</u>にあっては、第2条改正後給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、<u>100分の4を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める地域又は事務所にあっては人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>2 略</p>	<p><b>附 則</b> (令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)</p> <p><b>第6条</b> 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は<u>100分の4を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める地域又は事務所にあっては人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>2 略</p>

#### 附 則

(施行期日等)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は令和8年1月1日から、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第12条並びに附則第5条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定、第6条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第8条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定並びに附則第2条の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第6条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の

任期付職員条例の規定、第8条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第10条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

**第2条** 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第13条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって給与条例第13条の2第1項に規定する特地事務所又は給与条例第13条の3第1項に規定する準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

（給与の内払）

**第3条** 改正後の給与条例、第6条の規定による改正後の任期付職員条例、第8条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第6条の規定による改正前の任期付職員条例、第8条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第10条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、第6条の規定による改正後の任期付職員条例、第8条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

**第4条** 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

**第5条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b> (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	<b>附 則</b> (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
<b>第2条 職員の給与に関する条例</b>	<b>第2条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例</b>
附則第10項から第20項までの規定は、 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している 職員には適用しない。	（以下「新給与条例」という。）附則第10項から第20項までの規定は、 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している 職員には適用しない。
2～4 略	2～4 略
5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 <u>職員の給与に関する条例</u> 第12条第2項、第15条第2項及び第3項並びに附則第5項の規定を適用する。	5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 <u>新給与条例</u> 第12条第2項、第15条第2項及び第3項並びに附則第5項の規定を適用する。

- |  |  |
|--|--|
| <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>職員の給与に関する条例</u>第20条第3項の規定を適用する。</p> <p>7 職員の給与に関する条例第20条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>8 職員の給与に関する条例第6条第3項から第10項まで、第9条の3及び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 略</p> | <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第20条第3項の規定を適用する。</p> <p>7 新給与条例 第20条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>8 新給与条例 第6条第3項から第10項まで、第9条の3及び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 略</p> |
|--|--|

追第11号議案

栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月12日 提出

栃木県知事 福田富一

**栃木県条例第 号**

**栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例**

栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(宿日直手当)		(宿日直手当)	

**第11条** 宿直又は日直の勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき  
7,700円の範囲内において教育委員会で定める額を宿日直手当として支給する。

**第11条** 宿直又は日直の勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき  
7,400円の範囲内において教育委員会で定める額を宿日直手当として支給する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

**別表第1** (第6条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務級号	1 級		2 級		特2級		3 級		4 級			
		給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額
定年				円				円				円	
前再	1			212,900			259,800		332,500		389,400		464,700
任用	2			215,300			261,200		334,300		390,900		466,500
短時	3			217,600			262,600		336,100		392,300		468,300
間勤	4			219,900			264,000		337,800		393,700		470,100
務職員	5			222,100			265,400		339,400		395,100		471,800
以外の	6			224,400			266,600		341,300		396,500		473,500

職 員	7	226, 600	267, 800	343, 200	398, 000	475, 400
	8	228, 800	269, 000	345, 000	399, 400	477, 200
	9	231, 000	270, 300	346, 800	400, 700	478, 900
	10	233, 200	271, 400	348, 800	402, 100	480, 500
	11	235, 400	272, 500	350, 600	403, 600	482, 100
	12	237, 600	273, 700	352, 300	405, 100	483, 600
	13	239, 800	275, 000	354, 000	406, 400	485, 100
	14	241, 900	276, 700	355, 700	407, 900	486, 400
	15	244, 000	278, 400	357, 200	409, 400	487, 800
	16	246, 100	280, 100	358, 800	410, 900	489, 100
	17	248, 200	281, 800	360, 400	412, 300	490, 300
	18	250, 000	283, 800	361, 700	413, 900	490, 900
	19	251, 700	286, 000	362, 900	415, 500	491, 500
	20	253, 400	288, 200	364, 000	417, 000	492, 200
	21	255, 100	290, 400	365, 300	418, 200	492, 800
	22	256, 400	292, 600	366, 900	419, 600	493, 400
	23	257, 700	294, 800	368, 500	421, 000	494, 000
	24	258, 900	296, 900	370, 000	422, 300	494, 700
	25	260, 100	298, 900	371, 400	423, 900	495, 300
	26	261, 300	300, 800	373, 000	425, 300	495, 900
	27	262, 500	302, 700	374, 500	426, 600	496, 500
	28	263, 700	304, 500	376, 000	428, 000	497, 200
	29	264, 800	306, 300	377, 500	429, 400	497, 800
	30	265, 800	308, 200	379, 100	430, 700	
	31	266, 900	310, 000	380, 700	432, 200	
	32	267, 900	311, 700	382, 200	433, 700	
	33	269, 000	313, 400	383, 700	435, 300	

		270, 100	315, 200	385, 300	436, 700
	34	271, 300	316, 900	386, 800	438, 300
	35	272, 600	318, 500	388, 300	439, 800
	36				
	37	273, 800	320, 100	389, 800	441, 500
	38	274, 900	321, 800	391, 300	443, 000
	39	276, 100	323, 600	392, 800	444, 600
	40	277, 200	325, 300	394, 200	446, 200
	41				
	42	278, 500	326, 600	395, 500	447, 700
	43	279, 500	328, 500	397, 000	449, 200
	44	280, 500	330, 300	398, 400	450, 400
	45	281, 400	332, 000	399, 800	451, 600
	46				
	47	282, 000	333, 600	401, 300	452, 800
	48	282, 800	335, 500	402, 900	454, 100
	49	283, 600	337, 200	404, 500	455, 300
	50	284, 400	338, 900	405, 900	456, 500
	51				
	52	285, 100	340, 600	407, 100	457, 600
	53	285, 900	342, 300	408, 500	458, 800
	54	286, 600	344, 000	409, 900	460, 000
	55	287, 400	345, 700	411, 200	461, 200
	56				
	57	288, 200	347, 400	412, 400	462, 400
	58	289, 000	348, 700	413, 600	463, 600
	59	289, 700	350, 000	414, 900	464, 800
	60	290, 500	351, 300	416, 200	466, 000
	57				
	58	291, 200	352, 800	417, 500	467, 100
	59	291, 800	354, 400	418, 800	467, 700
	60	292, 600	355, 900	420, 200	468, 200
	60	293, 400	357, 500	421, 400	468, 700

		294, 100	358, 900	422, 600	469, 200
	61	294, 700	360, 500	424, 000	469, 800
	62	295, 500	362, 100	425, 400	470, 300
	63	296, 100	363, 500	426, 700	470, 800
	64				
	65	297, 100	365, 000	427, 900	471, 300
	66	297, 900	366, 600	429, 100	
	67	298, 600	368, 200	430, 400	
	68	299, 300	369, 700	431, 800	
	69	299, 900	371, 200	433, 100	
	70	300, 600	372, 800	434, 300	
	71	301, 300	374, 300	435, 300	
	72	302, 000	375, 800	436, 500	
	73	302, 700	377, 300	437, 700	
	74	303, 400	378, 900	438, 800	
	75	304, 100	380, 500	440, 000	
	76	304, 600	382, 000	441, 000	
	77	305, 200	383, 400	442, 100	
	78	305, 800	384, 800	443, 100	
	79	306, 500	386, 200	444, 100	
	80	307, 100	387, 500	445, 100	
	81	307, 600	388, 800	446, 000	
	82	308, 200	390, 200	446, 800	
	83	308, 900	391, 500	447, 600	
	84	309, 600	392, 800	448, 400	
	85	310, 200	393, 900	449, 100	
	86	311, 000	395, 300	449, 500	
	87	311, 700	396, 600	449, 900	
	88	312, 300	397, 900	450, 300	

89	313, 000	399, 100	450, 700	
90	313, 800	400, 400	451, 000	
91	314, 600	401, 500	451, 300	
92	315, 400	402, 700	451, 500	
93	315, 900	403, 900	451, 800	
94	316, 700	405, 000	452, 100	
95	317, 500	406, 200	452, 400	
96	318, 300	407, 400	452, 600	
97	318, 900	408, 800	452, 800	
98	319, 600	409, 800	453, 100	
99	320, 400	410, 800	453, 400	
100	321, 100	411, 800	453, 600	
101	321, 900	412, 700	453, 800	
102	322, 700	413, 700	454, 100	
103	323, 600	414, 800	454, 400	
104	324, 400	415, 900	454, 600	
105	325, 000	416, 600	454, 800	
106	325, 800	417, 500		
107	326, 600	418, 400		
108	327, 400	419, 300		
109	328, 100	420, 100		
110	328, 500	420, 900		
111	328, 800	421, 700		
112	329, 300	422, 500		
113	329, 800	423, 100		
114	330, 200	423, 800		
115	330, 600	424, 500		

	116	331, 000	425, 200		
	117	331, 500	425, 800		
	118	332, 000	426, 300		
	119	332, 400	426, 600		
	120	332, 900	426, 900		
	121	333, 400	427, 200		
	122	333, 800	427, 500		
	123	334, 200	427, 800		
	124	334, 700	428, 000		
	125	335, 200	428, 200		
	126	335, 500	428, 500		
	127	335, 800	428, 800		
	128	336, 100	429, 000		
	129	336, 300	429, 200		
	130	336, 600	429, 500		
	131	336, 900	429, 800		
	132	337, 100	430, 000		
	133	337, 300	430, 200		
	134	337, 500	430, 500		
	135	337, 700	430, 800		
	136	338, 000	431, 000		
	137	338, 300	431, 200		
	138	338, 500	431, 500		
	139	338, 800	431, 800		
	140	339, 100	432, 000		
	141	339, 300	432, 200		
	142	339, 500	432, 500		

	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年 前 任 用 短 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 247,200	円 288,900	円 319,100	円 348,200	円 436,000

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

職員の区分	職務級号	教育職給料表(2)					
		1級	2級	特2級	3級	4級	
給	給	給	給	給	給	給	給
定年		円 212,900	円 234,000	円 332,500	円 361,900	円 448,100	
前	1						
再	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400	
任	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600	
用	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900	
短							
間							
勤							

務 職 員 以 外 の 職 員	5	222, 100	243, 700	339, 400	367, 700	453, 000
	6	224, 400	246, 100	341, 300	369, 000	454, 100
	7	226, 600	248, 500	343, 200	370, 300	455, 300
職 員	8	228, 800	251, 000	345, 000	371, 700	456, 500
	9	231, 000	253, 400	346, 800	373, 100	457, 800
	10	233, 200	255, 000	348, 800	374, 400	459, 000
	11	235, 400	256, 600	350, 600	375, 700	460, 100
	12	237, 600	258, 200	352, 300	376, 900	461, 200
	13	239, 800	259, 800	354, 000	378, 100	462, 400
	14	241, 900	261, 200	355, 700	379, 400	463, 200
	15	244, 000	262, 600	357, 200	380, 600	464, 000
	16	246, 100	264, 000	358, 800	381, 800	464, 900
	17	248, 200	265, 400	360, 400	382, 800	465, 800
事 務	18	250, 000	266, 600	361, 700	384, 000	466, 200
	19	251, 700	267, 800	362, 900	385, 200	466, 700
	20	253, 400	269, 000	364, 000	386, 300	467, 200
	21	255, 100	270, 300	365, 300	387, 300	467, 700
事 務	22	256, 400	271, 400	366, 700	388, 500	468, 100
	23	257, 700	272, 500	368, 100	389, 700	468, 600
	24	258, 900	273, 700	369, 400	390, 800	469, 100
	25	260, 100	275, 000	370, 600	391, 800	469, 600
事 務	26	261, 200	276, 700	372, 000	393, 000	470, 000
	27	262, 300	278, 400	373, 300	394, 100	470, 500
	28	263, 400	280, 100	374, 600	395, 200	471, 000
	29	264, 600	281, 800	375, 800	396, 300	471, 500
事 務	30	265, 700	283, 800	377, 200	397, 500	
	31	266, 800	286, 000	378, 500	398, 700	

	32	267, 800	288, 200	379, 800	399, 800	
	33	268, 900	290, 400	381, 100	400, 800	
	34	269, 900	292, 600	382, 300	401, 900	
	35	270, 900	294, 800	383, 400	403, 100	
	36	272, 000	296, 900	384, 600	404, 300	
	37	273, 200	298, 900	385, 800	405, 500	
	38	274, 100	300, 800	387, 000	406, 800	
	39	275, 100	302, 700	388, 200	407, 900	
	40	276, 200	304, 500	389, 300	409, 100	
	41	277, 400	306, 300	390, 400	410, 200	
	42	278, 500	308, 200	391, 600	411, 500	
	43	279, 600	310, 000	392, 800	412, 500	
	44	280, 700	311, 700	393, 900	413, 600	
	45	281, 600	313, 400	395, 000	414, 800	
	46	282, 400	315, 200	396, 300	416, 000	
	47	283, 200	316, 900	397, 500	417, 200	
	48	284, 000	318, 500	398, 600	418, 400	
	49	284, 600	320, 100	399, 500	419, 500	
	50	285, 400	321, 800	400, 700	420, 500	
	51	286, 100	323, 600	401, 700	421, 800	
	52	286, 800	325, 300	402, 800	423, 000	
	53	287, 600	326, 600	403, 600	424, 200	
	54	288, 400	328, 500	404, 700	425, 300	
	55	289, 000	330, 300	405, 700	426, 400	
	56	289, 700	332, 000	406, 700	427, 500	
	57	290, 400	333, 600	407, 800	428, 500	
	58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700	

	59	292, 000	337, 200	409, 900	430, 900
	60	292, 600	338, 900	411, 000	432, 100
	61	293, 200	340, 600	412, 000	432, 700
	62	293, 900	342, 300	413, 100	433, 500
	63	294, 600	344, 000	414, 200	434, 200
	64	295, 100	345, 700	415, 200	434, 700
	65	295, 800	347, 400	416, 100	435, 000
	66	296, 500	348, 700	417, 000	435, 300
	67	297, 100	350, 000	418, 000	435, 700
	68	297, 700	351, 300	419, 000	436, 100
	69	298, 400	352, 800	419, 800	436, 400
	70	299, 100	354, 300	420, 600	436, 800
	71	299, 700	355, 800	421, 300	437, 100
	72	300, 400	357, 300	422, 100	437, 400
	73	300, 900	358, 600	422, 800	437, 700
	74	301, 500	360, 100	423, 400	438, 000
	75	302, 200	361, 600	424, 100	438, 300
	76	302, 700	363, 000	424, 800	438, 600
	77	303, 300	364, 400	425, 400	438, 800
	78	303, 900	365, 900	426, 100	439, 100
	79	304, 500	367, 400	426, 600	439, 400
	80	305, 100	368, 900	427, 200	439, 600
	81	305, 600	370, 200	427, 600	439, 800
	82	306, 100	371, 500	428, 000	440, 100
	83	306, 700	372, 800	428, 300	440, 400
	84	307, 300	374, 000	428, 500	440, 600
	85	307, 700	375, 200	428, 700	440, 800

86		308, 100	376, 400	429, 000
87		308, 600	377, 500	429, 300
88		309, 100	378, 600	429, 500
89		309, 500	379, 600	429, 700
90		310, 000	380, 700	430, 000
91		310, 400	381, 800	430, 300
92		310, 900	382, 900	430, 500
93		311, 200	384, 000	430, 700
94		311, 700	385, 100	431, 000
95		312, 200	386, 100	431, 300
96		312, 600	387, 200	431, 500
97		312, 900	388, 200	431, 700
98		313, 300	389, 200	432, 000
99		313, 700	390, 100	432, 300
100		314, 100	391, 000	432, 500
101		314, 500	391, 800	432, 700
102		314, 800	392, 800	433, 000
103		315, 100	393, 600	433, 300
104		315, 400	394, 500	433, 500
105		315, 600	395, 300	433, 700
106		315, 900	396, 200	
107		316, 200	397, 100	
108		316, 400	398, 000	
109		316, 600	398, 800	
110		316, 800	399, 800	
111		317, 100	400, 700	
112		317, 400	401, 600	

113		317, 600	402, 200	
114		317, 800	403, 100	
115		318, 000	404, 000	
116		318, 300	404, 900	
117		318, 600	405, 700	
118		318, 800	406, 400	
119		319, 100	407, 200	
120		319, 400	408, 000	
121		319, 600	408, 600	
122		319, 800	409, 300	
123		320, 000	410, 000	
124		320, 300	410, 600	
125		320, 600	411, 200	
126			411, 900	
127			412, 400	
128			413, 000	
129			413, 600	
130			414, 200	
131			414, 700	
132			415, 200	
133			415, 500	
134			415, 800	
135			416, 000	
136			416, 300	
137			416, 600	
138			416, 900	
139			417, 200	
140			417, 500	

		141		417,800			
		142		418,100			
		143		418,400			
		144		418,700			
		145		418,900			
		146		419,200			
		147		419,500			
		148		419,700			
		149		419,900			
		150		420,200			
		151		420,500			
		152		420,700			
		153		420,900			
		154		421,200			
		155		421,500			
		156		421,700			
		157		421,900			
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
			円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木県公立学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(教育委員会規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。  
(職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> (栃木県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第3条 栃木県公立学校職員給与条例</b></p> <p>附則第20項から第27項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>栃木県公立学校職員給与条例</u>第10条の2第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>6 栃木県公立学校職員給与条例<u>第7条第3項から第10項まで及び第8条の3</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 略</p>	<p><b>附 則</b> (栃木県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第3条 第2条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例</b>（以下「<u>新学校給与条例</u>」という。）附則第20項から第27項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新学校給与条例</u>第10条の2第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>6 栃木県公立学校職員給与条例<u>第7条第3項、第4項、第6項及び第8項から第10項まで並びに第8条の3並びに新学校給与条例第7条第5項及び第7項</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 略</p>